

福岡県公報

令和四年四月八日
第二百八十九号
増刊 ①

目次

再掲

再掲

○福岡県税条例等の一部を改正する条例

(税務課)……………

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十号

福岡県税条例等の一部を改正する条例

(福岡県税条例の一部改正)

第一条 福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の十三中「第五十三条第六十三項」を「第五十三条第六十五項」に改める。

第二十条の十四第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業(一)」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもの」のうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号) 附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。

以下この節において同じ。)を「(以下この節において「導管ガス供給業」という。)に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。以下この節において「特定ガス供給業」という。) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第二十条の十五第二項中「ガス供給業」の下に「(導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以下この節において同じ。)」を加える。

第二十条の十七第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に應ずる同表の下欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に百分の一」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第四項中「のもの」の下に「(第二十条の十四第一項第一号イに掲げる法人を除く。)」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額

二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額

三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額

第二十条の三十中第十四項を第十五項とし、第五項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 知事は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該住宅の取得が第一項又は第三項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項又は第三項の規定を適用することができる。

第二十条の三十二第六項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし

、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 知事は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が第一項から第三項までに規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用することができる。

付則第七条の二中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に改める。

付則第八条第二項及び第八項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第十七項を第十六項とし、第十八項を第十七項とし、同条に次の一項を加える。

18 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の七に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第十二条の二第一項に規定する医療機関の再編の事業により施行令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

付則第八条の五第三項中「第二十条の三十第六項に」を「第二十条の三十第七項に」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第二十条の三十第六項、第八項及び第九項」を「第二十条の三十第七項、第九項及び第十項」に改め、同項の表第二十条の三十第六項の項中「第二十条の三十第六項」を「第二十条の三十第七項」に改め、同表第二十条の三十第八項及び第九項第一号、第二十条の三十五の三第一項並びに付則第八条第一項の項中「第二十条の三十第八項及び第九項第一号」を「第二十条の三十第九項及び第十項第一号」に改める。

付則第八条の六中「第二十条の三十第六項、第八項若しくは第九項」を「第二十条の三十第七項、第九項若しくは第十項」に改める。

付則第二十五条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「かつ当該」を「かつ、当該」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（福岡県税条例の一部を改正する条例附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の福岡県税条例の一部改正）

第二条 福岡県税条例の一部を改正する条例（令和二年福岡県条例第三十一号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の福岡県税条例の一部を次のように改正する。

第二十条の十四第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業（）」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもの」のうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）を「（以下この節において「導管ガス供給業」という。）」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項第三号中「及び同項第十四号」を「、同項第十四号」に改め、「発電事業等」という。）」の下に「及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。以下この節において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第二十条の十五第二項中「ガス供給業」の下に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以下この節において同じ。）」を加える。

第二十条の十七第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表

の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に百分の一」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第三項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条第四項中「のもの」の下に「(第二十條の第十四第一項第一号イに掲げる法人を除く。）」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
 - 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
 - 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額
- 付則第七条の二中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の福岡県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

第三条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の福岡県税条例の一部を改正する条例(令和二年福岡県条例第三十一号)附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の福岡県税条例(以下この条において「新令和二年改正前条例」という。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新令和二年改正前条例第二十条の第十四第一項第三号並びに第二十条の第十七第二項(

同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。